

焼津市大井川児童センター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 焼津市大井川児童センター（以下「児童センター」という。）の適正な運営を図るため、焼津市大井川児童センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童センターの運営に関すること。
- (2) 児童センターの設備に関すること。
- (3) 児童センターの地域利用に関すること。
- (4) その他必要と認めること

(組織及び委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 福祉関係業務に従事する者
 - (3) 教育関係業務に従事する者
 - (4) 地域組織の代表者
 - (5) 子どもの保護者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。